

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第83号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後						
1	別表第7（第2条関係）	別表第7（第2条関係）						
	道路交通法関係事務手数料		道路交通法関係事務手数料					
	事務	名称	金額	指定試験機関等	事務	名称	金額	指定試験機関等
	[略]		[略]					
	18 法第108条の2第1項各号に掲げる講習	[略]	[略]	[略]	18 法第108条の2第1項各号に掲げる講習	[略]	[略]	[略]
	法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	[略]	株式会社 大船渡自動車学校 株式会社 釜石自動車学校 株式会社 花輪橋自動車教習所 [略]		法第108条の2第1項第10号に掲げる講習	[略]	株式会社 大船渡自動車学校 株式会社 花輪橋自動車教習所 [略]	
	[略]	[略]						
	[略]	[略]						

[略]

2 別表第7 (第2条関係)

道路交通法関係事務手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
2の5 法第51条の13第1項第1号 イの放置車両の確認等に関する技 能及び知識に関して行う講習	[略]	19,000円	
[略]			

[略]

[略]

別表第7 (第2条関係)

道路交通法関係事務手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
2の5 法第51条の13第1項第1号 イの放置車両の確認等に関する技 能及び知識に関して行う講習	[略]	20,000円	
[略]			

[略]

3 別表第7 (第2条関係)

道路交通法関係事務手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
5 法第89条第1項 の運転免 許試験	大型自動車免 許又は中型自 動車免許に係 る試験	[略]	[略]
	法第97条 の2第1 項第3号 に該当し て同項の 適用を受 ける場合	<u>特定失効 者大型又 は中型免 許試験手 数料</u>	
[略]			

別表第7 (第2条関係)

道路交通法関係事務手数料

事務	名称	金額	指定試験 機関等
[略]			
5 法第89条第1項 の運転免 許試験	大型自動車免 許又は中型自 動車免許に係 る試験	[略]	[略]
	法第97条 の2第1 項第3号 又は第5 号に該当 して同項 の適用を 受ける場 合	<u>特定失効 者等大型 又は中型 免許試験 手数料</u>	
[略]			

普通自動車免許に係る試験	[略]		
	法第97条の2第1項第3号に該当して同項の適用を受ける場合	<u>特定失効者第一種普通免許試験手数料</u>	[略]
	[略]		
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	[略]		
	法第97条の2第1項第3号に該当して同項の適用を受ける場合	<u>特定失効者特定第一種又は第二種免許試験手数料</u>	[略]
	[略]		
小型特殊自動車	法第97条	<u>特定失効</u>	[略]

普通自動車免許に係る試験	[略]		
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	<u>特定失効者等第一種普通免許試験手数料</u>	[略]
	[略]		
特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動車免許、大型自動車免許、普通自動車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験	[略]		
	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	<u>特定失効者等特定第一種又は第二種免許試験手数料</u>	[略]
	[略]		
小型特殊自動車	法第97条	<u>特定失効</u>	[略]

	車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	の2第1項の適用を受ける場合	<u>者小型特殊又は原付免許試験手数料</u>	
		[略]		
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第3号に該当して同項の適用を受ける場合	<u>特定失効者大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料</u>	[略]
		[略]		
	[略]			
6	<u>法第89条第2項</u> の検査	[略]		
	[略]			
	[略]			
	車免許又は原動機付自転車免許に係る試験	の2第1項の適用を受ける場合	<u>者等小型特殊又は原付免許試験手数料</u>	
		[略]		
	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験	法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の適用を受ける場合	<u>特定失効者等大型第二種、中型第二種又は普通第二種免許試験手数料</u>	[略]
		[略]		
	[略]			
6	<u>法第89条第3項</u> の検査	[略]		
	[略]			
	[略]			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（平成25年法律第43号）の施行の日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は公布の日から、表2の項の改正部分は平成26年4月1日から施行する。